

裾野市指定ごみ袋の臨時措置の終了について

市内店舗において市指定ごみ袋に品切れや品薄が生じていたことから実施していた、中身が見える透明・半透明の袋でごみを出すことができることとする臨時措置について、状況の改善がみられるため以下の期限をもって終了します。

期間：5月11日（月）～9月30日（水）

（この期限をもって臨時措置を終了します。）

対象：燃えるごみ、プラスチック製容器包装、燃えないごみ（埋立）

<臨時措置について>

- ・原則、市指定ごみ袋を使用してください。
- ・**市指定ごみ袋が入手困難な場合**、中身が見える透明・半透明の袋でごみを出すことができます。
- ・指定ごみ袋同様、袋に「**区名**」「**氏名**」を記入してください。

○出せるごみ袋



- ・中身が見える**透明または半透明の袋（20～45リットル）**
- ・中身が密閉されるよう口を縛って排出してください。
- ・袋の見やすいところに「**区名**」「**氏名**」を記入してください。

×出せないごみ袋



- ・中身が見えない**黒色などの色付き**のごみ袋
- ・口を縛れない袋
- ・他自治体の指定ごみ袋

